

平成21年度小児救急医療体制整備予算

[21年度予算案]
3,069百万円

1. 小児救急医療（初期～三次）体制の整備 2,332百万円

①小児初期救急センターの運営に対する支援事業（平成21年度新規） 27百万円

小児の急患を受け入れる小児初期救急センターの運営に対する財政支援を行う。

②小児救急医療支援事業（平成11年度～） 1,291百万円

二次医療圏内の小児科を標榜する病院において実施する当番制等休日・夜間の体制を充実する。

③小児救急医療拠点病院運営事業（平成14年度～） 866百万円

二次医療圏単位での小児救急医療体制の確保が困難な地域において、広域（原則複数の二次医療圏）を対象にした小児救急医療拠点病院の充実を図る。

④小児救急専門病床確保事業（平成18年度～） 149百万円

既存の救命救急センターに小児専門集中治療室を整備し、重篤な小児救急患者を受け入れる体制を整備充実する。

⑤小児救急専門病床施設・設備整備事業（平成18年度～） ※

救命救急センターにおける小児専門集中治療室の施設及び専用の医療機器の整備を行う。（医療提供体制推進事業費補助金〔設備整備費〕及び医療提供体制施設整備交付金の事項）

⑥小児初期救急センター施設・設備整備事業（平成19年度～） ※

小児の急患を受け入れる小児初期救急センターの施設及び医療機器等の整備を行う。（医療提供体制推進事業費補助金〔設備整備費〕及び医療提供体制施設整備交付金の事項の追加）

2. 小児救急医療体制の充実

737百万円

①小児救急電話相談事業（平成16年度～） 520百万円

地域の小児科医により夜間における小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備し、地域の小児救急医療体制の補強を推進する。（全国同一短縮番号（#8000）で実施することにより、どこでも患者の症状に応じた適切な医療が受けられる。）

②小児救急地域医師研修事業（平成16年度～） 26百万円

地域の内科医等を対象に小児救急に関する研修を実施し、地域の小児救急医療体制の補強及び質の向上を図る。

③救急医療専門領域医師研修事業（平成20年度～） 83百万円

入院を要する救急医療を担う医療機関等において診療を行う医師を対象に、脳卒中・急性心筋梗塞・小児救急・重症外傷等に対する専門的な救急医療に対応する研修を救命救急センター等において実施する。

④小児救急遠隔医療設備整備事業（平成16年度～） ※

ITを活用し、小児救急患者の肉眼的映像、病理画像、X線画像等を小児科専門医の所在する医療機関に伝送し、診療支援を受けるための設備整備。（医療提供体制推進事業費補助金〔設備整備費〕の事項）

⑤小児科・産科連携病院等協力体制促進事業（平成19年度～） 64百万円

集約化・重点化を実施する地域において、拠点病院とのネットワーク化を進めるため、小児科・産科の病床を削減し、医療機能の変更（他科病床、他の診療機能など）を行う連携病院等を対象に経過的な支援を行う。

⑥小児科・産科連携病院等病床転換施設・設備事業（平成19年度～） 44百万円

集約化・重点化を実施する地域において、拠点病院とのネットワーク化を進めるため、連携病院等を対象に小児科・産科の病床を削減し、医療機能の変更（他科病床、他の診療機能など）に伴う整備費を助成する。（医療提供体制推進事業費補助金〔設備整備費〕及び医療提供体制施設整備交付金の事項）

※ 小児救急専門病床施設整備事業及び小児初期救急センター施設整備事業については、医療提供体制施設整備交付金（9,860百万円）のメニューであり、その他の事業については、医療提供体制推進事業費補助金（35,785百万円）の内数である。